

令和7年度第2回奈良県いじめ対策連絡協議会

1 日 時 令和8年2月2日（月）10時00分～11時30分

2 場 所 修徳ビル地下1階 大会議室

3 出席者 【委 員】11名

【事務局等】18名

4 議 事

- (1) 奈良県のいじめの現状について
- (2) 「いじめ防止月間」（12月）の取組について
- (3) 学校のいじめ対応におけるSC活用の有効性について
- (4) 気付き見守りアプリへのいじめ対応支援機能追加案について

5 概 要

【会長】

本協議会の目的は、関係機関団体が連携を強化し、いじめ対策に取り組むことである。本協議会では、これまで学校現場での取組及び対策について検討し、また各団体方面での取組について、情報共有、意見交換を行ってきた。

本日は、4つの議題について協議する。まず、議題1、2について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

〔資料1に基づき説明〕

資料1は、文部科学省の「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」及び本県の独自調査の結果から、いじめに関する内容をまとめたものである。

1. 「1,000人当たりの認知件数」について、奈良県は59.4件で、前年度より3.4ポイント増加した。
2. 「校種別の認知件数」が示すとおり、小学校では6,939件、中学校では1,099件、高等学校では321件、小・中・高等学校の合計が8,359件で、前年度より412件増加した。全国平均と比較すると、小学校では8.7ポイント、高等学校では1.7ポイント上回ったが、中学校では11.0ポイント低くなっている。県教育委員会としては、些細な兆候であっても積極的に認知し、対応に繋げていくよう求めてきた。今回、認知件数が全国平均を下回ったことについては、各学校が些細なことでもいじめに発展する可能性があることと捉え、早期に対応したことで未然に防がれていると考えている。一方で、いじめの見逃しにつながる可能性もあることから、引き続きいじめの些細な兆候であっても積極的に認知し、早期の対応に繋げ、事案の重大化の防止に努めるよう求めていく。
3. 「学年別の認知件数」については、小学校では2年生が最も多く、中学校では1年生が最も多く、全体的には学年が上がるごとに減少し、全国とほぼ同じ傾向にある。
4. 「いじめの解消率」について、いじめ解消の定義は、「いじめが止んでいる状態が目安として3か月以上継続していること」、「被害者が心身の苦痛を感じていないこと」の両方が満たされていることとされている。本県において「いじめが解消しているもの」は、81.6%で前年度から1.7ポイント減少している。その要因としては、各学校において、加害児童生徒に対する指導や謝罪が終わっても、安易に「解消」と捉えることなく、被害児童生徒・加害児童生徒とも継続的に見守り、丁寧に対応しているところにあると考えている。県教育委員会では、いじめに関するアンケートの実施や令和3年度

から毎年12月を「いじめ防止強化月間」と定め、各学校における「学校いじめ防止対策組織会議」の集中開催等の取組等をお願いしている。引き続き「些細な、軽微ないじめ」も見逃すことなく認知すること、認知したいじめについての対応を丁寧に行うこと、さらに、年度を越えての未解消事例の追跡にも力点を置いていく。

5. 「いじめ発見のきっかけ」について、いじめ発見のきっかけとして最も多いのは、小・中学校ともに「アンケート調査などの学校の取組により発見」となっているが、本県では、その数値が全国の数値を大きく上回っている。
6. 「いじめの態様」について、全ての校種で最も多いのが「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」となっている。また、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする」が2番目に多くなっている。

[資料2-1に基づき説明]

県教育委員会では、県立高校生徒転落事象から6年目を迎えた、令和3年度から毎年12月を「いじめ防止強化月間」と定め、令和4年度から本格運用を始めた。このような事象が二度と起こることのないよう、また、この事象から得た教訓が決して風化することのないよう取り組むとともに、いじめ防止対策の一層の推進を図っていく。

[資料2-2に基づき説明]

県内の公立学校の全児童生徒を対象に、子どもたちがいじめの被害者にも加害者にもなることのないよう、また、学校において教職員等の言動により肉体的・精神的に苦痛を感じるようなハラスメントが起きることのないよう、互いの人権を確かめあうためのアンケートを実施している。

本アンケートは無記名で行うため、回答した個人は即時的に特定することはできないが、相談窓口として「悩みならメール」「教職員等による児童生徒性暴力等相談・通報窓口」を児童生徒に紹介し、必ず誰かに相談するよう指導している。

実施後は、奈良県全体の校種別の結果を公表するとともに、人権尊重の視点に立った学校づくりが一層推進されるよう、各学校における教育環境の点検等に係る資料を提供している。児童生徒向けとしては「子ども支援サイト」に児童生徒用資料を掲載するとともに、各種相談窓口を紹介している。

[資料2-3に基づき説明]

「いじめの問題に関する研修会」を令和7年12月4日(木)に参集型及びオンライン型にて開催した。参集型として各国公立学校長(小・中・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・高等専門学校・特別支援学校長)に参加いただき、オンライン型として各市町村教育委員会生徒指導担当者に参加いただいた。参加者数は347名。今回の研修会は、いじめ重大事態の調査等で行われている第三者委員会から得られた知見を踏まえ、各学校におけるいじめの問題に対する効果的な取組及び適切な対応が推進されるよう、いじめ問題に関する資質の向上を図ることを目的として実施した。当日は弁護士法人ナラハ 奈良法律事務所 弁護士 田辺 美紀 先生に御講演いただき、特にいじめの重大事態化を防ぐための視点を学ぶ貴重な機会となった。

[資料2-4に基づき説明]

令和6年度からの取組として、「いじめ防止強化月間啓発ポスター」を県内全ての学校及び各関係機関に配付した。「いじめ問題を『自分ごと』として捉える」をコンセプトとして、ポスター原画の作成から選考までの過程に、県内高等学校等の生徒が携わる機会をもてるよう工夫をした。具体的には、ポスター

原画を県内高等学校等から公募し、第一次選考で優秀賞3点に絞り込む投票を県内高等学校等の生徒会代表生徒が集う第1回生徒会連絡会で実施した。また、最優秀賞1点に絞り込む第二次選考は、県内高等学校等の生徒が投票する形で実施した。生徒にとって『自分ごと』としていじめ問題を捉えていく感覚を醸成していく一助となればと考えている。さらに、ポスターに各校独自のいじめ防止に関するスローガンを書き込む欄を設け、全校児童生徒に啓発できるよう工夫した。

〔資料2-5に基づき説明〕

県教育委員会としては、いじめ対策会議の開催及び「学校いじめ防止基本方針」の再確認、未解消事案への組織的な取組について重点的に指示している。

今後も、いじめの早期発見・早期対応、学校の組織力強化に加え、児童生徒の主体的な取組によるいじめの未然防止等、幅広く取り組むとともに、委員の専門的な立場から御意見・御示唆を賜りたい。

【A委員】

認知件数について説明があったが、重大事態の発生件数の推移を教えてください。

【事務局】

重大事態の発生件数は、令和5年度が19件、令和6年度は12件であるので、減少している。

【B委員】

特に高校で認知件数が令和6年度に前年比で約50%増加している。積極的に認知すること自体は良いことだと思うが、何か県として積極的に認知を推奨する取組等があったのか。奈良県いじめ防止基本方針の改定を検討してきたことの影響はあるのか。

また、いじめの様態の「その他」の内訳についても、集計データに記録などが残っていれば、分かる範囲で教えてください。

【事務局】

令和6年度に何か特別な取組を進めたということではないが、軽微な些細な内容についても、しっかりと精査し、認知をして計上していくこと、また、早期発見・早期対応が必要である、というようなことを常日頃伝えており、その取組の成果であると感じている。奈良県いじめ防止基本方針は令和6年度末に改定されているので、令和7年度の数値にどう影響するかといったところである。「その他」の項目は自由記述ではなく、内容は示されていない。

【C委員】

学年別の認知件数について、小学校低学年が一番多くなっていることから、特に小学校低学年においては、よりきめ細やかな対応が必要だと思う。また、いじめの発見について、教員による発見の割合が大きいため、子どもと向き合う時間の確保が非常に重要であることが分かるが、教員の働き方改革を進める一方で、子どもと向き合う時間の確保が課題であり、限られた時間や人員をどう活用するのか、議論の余地があると思う。

【事務局】

小学校2年生が多い理由として、入学後、ある程度、人間関係が固定化され、自身の思いを発言できるような状況になり、相手の気持ちを推し量るよりも、自分の主張を優先するようなことが増えてくる中で、トラブルが生じやすいことが挙げられる。その中で、先生方は、いじめとして認知するだけでなく、人間関係の構築という観点でも、子どもたちへの関わりを持っていただいていると考えている。

また、発見のきっかけとして、アンケートが多いということだが、それをツールとして、今後も維持し

ていしながらも、日常的に、子どもたちが先生に相談しやすい、信頼関係に基づいた学級づくりをしっかりとしていけないといけないと考えている。

【C 委員】

現場においては、教員の法律によるいじめの定義の理解が十分進んでいるとは言いがたい。いじめを認知したときの対応や記録の保存、情報を組織的に共有し、チーム学校でしっかりと対応していかないとはいけない。

【会長】

第三者委員をやっている立場からも、学校の中での仕組み作りが大切だと実感している。

【A 委員】

今、部活動の地域移行・地域展開の取組がなされているが、部活動の場面でいじめがあった場合、学校との連携を図る仕組みや対策は考えられているのか。

【事務局】

県では令和 8 年度から休日の部活動を学校教員から地域に移行する取組を進めており、指導者については学校の取組も含めて理解し指導していただける方を考えているが、地域クラブの中で起こった事象について、学校とどのように連携を図っていくのかということについては、今後、市町村を含めて検討が必要と考える。

【会長】

地域クラブの指導者の方には、相当の準備をしていただかないと、そこでいじめが生じることになりかねない。今後、この点についてはまたご意見をいただき、議論していきたいと考えている。では、議案 3 に移る。

〔資料 3 に基づき説明〕

私から、学校のいじめ対応におけるスクールカウンセラー（以下、SC）活用の有効性について報告する。

学校の教員が多忙の中において、SC をはじめとした多様な専門職を学校に派遣し、チーム学校として学校を支援していくということが必要だと考えている。本日は、日本臨床心理士認定協会が行っている私学 SC 支援事業において、スーパーバイザーとして SC の後方支援をした結果についてご報告する。

A 小学校は、SC の配置時間も多く、非常に熱心に対応して下さっている学校である。活動内容としては、通常のカウンセリングに加えて、教職員とのコンサルテーション等を実施した。また、法 22 条に専門職を入れるよう示している項目があるが、その 22 条委員として学校のいじめ問題対策委員会に出席し、いじめ重大事態への対策や調査方針に関する助言等をした。

SC 導入によって、学校に相談室があることで保護者が来校しやすくなり、緊急事態に対応してもらえたりとか、SC の存在が学校内に浸透したことにより、子ども自身が自主的に相談したりするようになった。そして、その中にいじめの事案があれば、それを SC が発見して、養護教諭に連絡することができた。また、休職するなど心理的にしんどくなった先生への心理的サポートもできた。

いじめ対応に関する検証として、SC が入ることによる成果について、未然防止においては、校内研修における加害児童生徒の心性への専門的理解がその後の指導に生かされたことが一つ。早期発見においては、いじめアンケート後のいじめ認知についてアドバイスをもらえたり、児童が相談室を利用し訴えた困り感により、臨時対策委員会を急遽開催できたりし、早期発見・対応が可能になった。早期対応では、教職員のグーグルワークスペースのチャットを利用して、いじめとしてすぐに対応したほうが良いとい

うコメントを SC と共有し、すぐに対応に入ってもらえた。重大事態対応では、重大事態の疑いがある段階で、その後の対応（調査組織の立ち上げ、対象児童・関係児童の保護者への説明の仕方、調査組織の構成メンバー等）について助言がもられた。また、スーパーバイザーによる学校管理職への心理的サポートによる負担軽減、第三者調査組織が行う関係者への聞き取りによる児童・保護者・教員への心理的負担の軽減等がなされた。

最後に、SC 導入による効果として、子どもたちが自発的に来談することで、いじめの早期発見につながるなどが挙げられる。一方で、課題としては、ニーズに比較しては時間が短いなどが挙げられた。

学校は本当に、懸命にやってくださっていることを、私は第三者委員として常々痛感しており、学校の先生だけではなく、学校ができるシステムを活用して、学校を応援するという見解から申し上げさせていただいていることである。以上、簡単ではあるが、これで私からの報告は終わりとさせていただく。

補足として、SC と同じく、スクールソーシャルワーカー（以下、SSW）も同様の役割で学校に加わることがあるが、学校に外部専門家を入れることに関してご意見があればお願いします。

【D 委員】

SSW としていじめの調査委員会に加わる中で、児童生徒及びその家族や加害児童生徒等、当事者に対し多角的な視点から学校の先生方と一緒にどう組織的に対応できるかということを考えているが、県の方では、いじめ調査・いじめ対応において、SSW をどう活用されているか。

【事務局】

市町村独自で配置している 5 市 2 町以外の、32 市町村については、県の方から SSW を派遣している。その中で、所属教育委員会から、拠点校を決めて配置、派遣している場合、また市町村内の各学校を巡回している場合もあり、その市町村によって活用の仕方は異なる。学校でいじめ事案等が起こり、相談があった場合は、SSW も関わりながら、基本的なアセスメントをしている。SSW が組織としての対応について、福祉的な視点から助言等を行うというような形で進めている。

【D 委員】

今後、いじめの未然防止が重要になってくるかと思う。SSW として、その学校その自治体に合わせてどんな取組ができるかということも先生方と一緒に検討できるのではないかと思うので、この観点から活用について考えていただけたらと思う。

【E 委員】

現場の校長と中学校長会の生徒指導部長をしているが、県の研修だけではなく、県中学校生徒指導研究会でも独自に研修をしている。若い先生方や、これから生徒指導を担う先生方に力をつけていただくため、実際に事例を挙げてどんな対応をしていくのか、また先ほどあったように、未然防止のためにはどのような動きを学校でしていくべきか、等の内容で実施している。

ただ、現場では不登校がかなり多く、SC に見ていただいているケースのほとんどが不登校の対応である。県の方から SC を派遣していただけてすごくありがたいし、緊急対応をする段取りはできているが、例えば、2 週に 1 回、6 時間の派遣だけでは、継続した対応が難しい部分もある。現場としては、SC とも連携しつつ、まずは、いじめの定義も含めて皆で確認し合うことをはじめとして、教員一人一人の力量をつけていかないといけない、と思っている。

【会長】

チーム学校の中心は先生方ではあるが、専門職も含めたチーム学校を作っていくには、SC の配置時間

等が不足している、というご意見であったと思う。他にもご意見賜りたいところだが、時間が少しおしているので、以降は事務局までお願いする。では、議題4に移る。

【F 委員】

〔資料4に基づき説明〕

今までも、気付き見守りアプリに関する貴重なご意見をいただいていたが、本日は、いじめ対応を支援するアプリの機能をどのように実装していくか、その準備について、委員の皆様はその方向性をご説明し、助言をいただきたいと考えている。

1) 昨年度の管理職等調査のデータのさらなる分析について

これまでの集計や研究・実践の知見から、学校現場では、いじめの「早期発見」と「初期対応」が難しいこと、また、いじめかどうかの判断に迷う場面が多く、担任等が悩む場面も多いこと、記録や情報共有の負担感もあることが見えている。貴重なデータであるので、今後は、学校規模、校種、経験年数などの属性と組み合わせた詳細な集計・分析を行い、「どのような学校に、どのような支援がより必要なのか」を、より具体的に明らかにしていきたいと考えている。これは、アプリに「どのような支援機能を組み込むべきか」を考えるための、重要な基礎資料となる。

2) アプリ蓄積データからの知見の抽出と共同する自治体への依頼について

次に、アプリに日々蓄積されているデータの活用についてである。このデータは、単なる記録の集積ではなく、「いじめの兆候が現れやすい時期」「初期対応が功を奏した事例」「相談や連携につながった経緯」について、地域や学校の実情の違いもふまえて可視化できる、極めて貴重なデータである。

適切な匿名化と倫理的配慮のもとで、いくつかの基礎自治体と連携して分析することで、新任の先生方はじめ、いじめ対応が不安な先生方に、力量のある先生方の知見をお伝えできる。

3) 新任の先生方の「いじめ感度」に関する調査の実施方法について

こうした知見共有の有用性を検証するというのが、新任教員の「いじめ感度」に関する調査の目的である。いじめ対応では、「違和感に気付けるかどうか」が特に重要であるが、その感度は経験等によって大きく異なる。そこで、学校でのアプリ活用の程度が異なると、初任時からの感度の向上に違いがあるのかを検討し、もし十分な向上が見られない場合には、別の方策も必要になる。さらに、この調査からの知見を、アプリ内に「気付きのヒント」や「対応の目安」として反映させることで、経験年数の少ない先生方を支える仕組みを追加することができる。

4) さらなるアプリ改善に向けて

最終的な目標は、アプリを「児童観察の継続的な記録を可視化し、入力情報を共有するツール」に加え、「判断を支援、相談と連携を促すツール」へと進化させることである。そのために、本日のご意見を今後の改善に反映し、実践に生きる仕組みへと育てていきたいと考えている。この方向性への率直なご助言をいただければ幸いである。

【G 委員】

とても有益なアプリだと思う。病院の外来で不登校の子どもたちから話を聞くなかで、当然いじめる方に問題があるが、発達にでこぼこがある子たちの不用意な発言や態度がその要因の一つになることもあると感じる。現在、多くの事象から、発達障害の方に対するより適切な対応や言葉を抽出するアプリを独自に研究して作っている。そういったものが例えば学校にあれば、うまく対応できるのかなとも思う。

【H 委員】

前回の協議会で紹介されたパンフレットを、奈良県 PTA 協議会のホームページへの掲載及び、理事会での報告をし、保護者に共有させていただいた。

本日の話を受けて、一つ提案したい。私の小学校の学校運営協議会で、いじめの有無やその対応について、議論をさせていただいている。学校だけで抱えるのではなく、地域社会の取組として、学校運営協議会で議題として入れるような通達等を出せないか。そういった取組が、地域社会として一緒に取り組んでいける仕組みを作るきっかけになったらいいと思う。

【事務局】

学校運営協議会については、各学校の方で必要な課題を取り上げていただいているので、その中の一つとして、その議論というのは大切な柱にはなり得ると思う。とはいえ、各学校の方で、数少ない開催の中でやっている実態もあるので、学校運営協議会の中での取組や地域への取組について事例を共有するような場面において、学校運営協議会の取組事例の一つとして紹介する形で発信させていただくことは可能かと思う。県として今後検討したい。

【F 委員】

各学校は、道徳教育の中でいじめの問題に取り組まれていると思うが、その中に「卒業文集最後の二行」という教材がある。教材の中では、いじめをした人がその反省を書いているが、よく読むと、そのクラスの先生がいじめに全く気がついていない事例であるということが分かる。本日の議論の内容と同様に、先生の感度が問題であり、一先生が気づくかどうかやどれだけ大事かということが反面教師的に含まれた教材だと思う。奈良県では、それと反対に、すばらしい先生の事例を共有するという意味でも、このアプリの活用は有益であると思う。

【会長】

本日の議論をまとめる。いじめ対応をしていただく学校の先生、一人一人の力量を上げていただくことは勿論のこと、組織的な対応も必要となるので、外部の力を入れて、チーム学校としていかに機能させていくかが今後の課題であり、今後、各方面で取り組んでいただく必要があると思う。活発にご議論いただき感謝する。議事についてはこれで終了する。

以上